

官報

主要目次

- 人事院規則二一〇(職員)の意に反する降任及び免職の一部改正
○人事院規則二一一(職員)の懲戒の一部改正
○人事院規則二四一一(職員)の一部改正
○人事院規則一五一一(職員)の一部改正
○連合国財産の譲渡命令
○第七回群馬のり定期貯金の細目等
○社会教育に係る関係のある職又は事業の指定
○自動車登録番号標交付代行者指定
○自動車の臨時運行の許可に關する町村追加指定
○吉原郵便局移転
○手籠簡易郵便局移転
○厚生省所管固有財産取扱規程
○厚生省所管物品取扱規程
○厚生省所管会計事務取扱規程
○官庁事項
○職種及び職級の決定(建築、建築研究、土木)

規則

人事院は、国家公務員法に基き、人事院規則二一〇(職員)の意に反する降任及び免職の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月十八日
人事院総裁 浅井 清
第五項中「任命権者は、これらの処分を行ったときは、法第八十九條に規定する説明書の写一通をすみやかに人事院に提示しなければならない。」を削り、「(昭和二十六年八月十三日施行)」を「(昭和二十七年一月一日施行)」に改める。
人事院は、国家公務員法に基き、人事院規則二一一(職員)の懲戒の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月十八日
人事院総裁 浅井 清
第五條を次のように改める。
第五條 削除(昭和二十七年一月一日施行)

告示

大蔵省告示第九百五十八号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、閉鎖機関整理委員会(東京都千代田区丸の内一丁目二番地)に対し、閉鎖機関石油配給株式会社が所有する左の財産を昭和二十六年十二月二十日にシエル石油株式会社(神奈川県横浜市中山下町五十八番地)に譲渡することを命じた。
昭和二十六年十二月十八日
大蔵大臣 池田 勇人
種類 数量 所 在 地
動産 四点 大阪府中河内郡枚岡町額田八百八番地
大蔵省告示第九百五十九号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第七回群馬のり定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十八日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 第七回群馬のり定期貯金
二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年二月九日まで。
(四)割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万个をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級 割増金 当せんの数
一 等 一、〇〇〇 一本
二 等 三〇〇 一本
三 等 一〇〇 一本
計 一、〇〇〇
五 抽せん期日 昭和二十七年二月十五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月十五日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
大蔵省告示第九百六十号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、山部村農協講和記念割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十八日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 山部村農協講和記念割増金附定期貯金
二條 件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口五百円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年一月十日まで。
(四)割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十四組につき次のとおりとする。但し、講和記念賞は、一等のうちから定める。

等級 割増金 当せんの数
一 等 五、〇〇〇 一本
二 等 一、〇〇〇 一本
三 等 三〇〇 一本
四 等 一〇〇 一本
五 等 二〇 一本
計 一、九三七
五 抽せん期日 昭和二十七年一月十五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十六日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
大蔵省告示第九百六十一号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、石森町農協第一回たから定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十八日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 石森町農協第一回たから定期貯金
二條 件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口五百円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年一月三十一日まで。
(四)割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

毎日新聞



運輸省告示第三百二十号... 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二十四号)第二條の規定に基づく、自動車(軽自動車の許可に關する町村を昭和二十六年十二月十五日次の通り追加指定した。

鹿兒島県 出水郡 阿久根町... 運轉大臣 山崎 猛

厚生省訓令第二号... 厚生省所管固有財産取扱規程の次に定める。昭和二十六年十二月十八日

国立精神衛生研究所長 国立栄栄研究所長... 国立病院院長 国立療養所長

七 固有財産台帳記載事項の当否... 八 その他固有財産管理の適法性

13 別記附屬圖調製標準に基いて調製した關係圖面及びその他必要と認める圖面

12 別記附屬圖調製標準に基いて調製した關係圖面及びその他必要と認める圖面

(所管換) 第十條 部長は、行政財産とする目的を... 第十一條 部長は、行政財産の所管換を受けようとするときは、左に掲げる事項を具して厚生大臣に申請しなければならない。

一 公用財産にあつては、直接又は間接に部局の便宜となるような事務又は事業の用に供するとき

一 当該財産の台帳記載事項... 二 用途変更後の口名及び種目







第一号様式

昭和年度	品名	数量	保管証				使用区分	現在
			現在	認印	年月日	受取		

物品会計官吏 官職氏名 名取 局 (課部) 物品取扱主任 官職氏名 〇

第二号様式

品名	単位	数量	摘要	品名	単位	数量	摘要

備考 この用紙の規格は、日本標準規格B5とする。

上記の品目は確か保管しております。  
昭和 年 月 日  
物品取扱主任 官職氏名 名取  
所屬課係 官職氏名 印

第三号様式

年月日	品名	数量	受入		出		現		在		備考
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	

第四号様式

年月日	品名	数量	単位	金額	備考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

この帳簿の規格は、適宜とする。  
1 消耗品の出納簿にあつては、現在上の欄に供用の欄は、記入を要しない。  
2 消耗品の出納簿にあっては、現在上の欄に供用の欄は、記入を要しない。  
3 保管品交換については、受入部局の現品領収の目をもつて領出し、その間は輸送中として処理すること。

第三章 帳簿

第二十一條 物品会計官吏は、保管物品の出納を明確にするため、左の帳簿を備えて整理しなければならない。

- 物品出納簿(第三号様式)
- 修繕品出納簿(第四号様式)
- 仮渡簿(第五号様式)
- 証印簿(第六号様式)
- 不用品出納簿(第七号様式)
- 図書白帳(第八号様式)

2 飲食物、官報、新聞雑誌等の物品で購入後直ちに消耗するものは、物品出納簿の登記を省略することができる。

3 第一項の帳簿の外、物品の出納に必要な補助簿は、物品会計官吏において適宜に備えることができる。

第二十二條 物品会計官吏は、備品を格納する倉庫ごとに記入目録を備え、物品の出納ごとに整理しなければならない。

- 備品現在簿(第九号様式)
- 仮渡品受納簿(第十号様式)
- 消耗品受納簿(第十一号様式)

2 物品取扱主任は、被服の貸與關係を整理するため被服貸與簿(第十二号様式)を備えなければならない。

第二十四條 物品の出納は、直ちに帳簿に登記しなければならない。但し、消耗品の拂出は、一箇月間取りまとめて記載することができる。

第四章 保管

第二十五條 貯蔵の物品は物品会計官吏、供用又は仮渡の物品は物品取扱主任、各自使用の物品は各自が、それぞれ保管の責に任じなければならない。

2 物品会計官吏は、既に交付した物品であつてもすべて監督の責任があるものとする。

第二十六條 物品会計官吏は、物品を受け入れたときは、直ちに使用するものを除く外、所属の倉庫に納置して保管しなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、相当の取締りのもとに一時倉庫外に置くことができる。

第二十七條 貯蔵の物品は、施設することのできる倉庫に格納し、品目ごとに区分配置し、点検に便利なように整理しなければならない。

第二十八條 物品会計官吏は、貯蔵の物品を随時点検し、き損し、又は腐品にならないように注意しなければならない。

第二十九條 物品会計官吏は、毎年一回以上第二十一條及び第二十三條に掲げる帳簿及びその他の関係補助簿により物品取扱主任に交付した現品を照合検査し、使用の適否を監督しなければならない。

2 前項の物品の検査をしたときは、一箇月以内にその結果を部長に報告しなければならない。

第三十條 物品取扱主任が交替したときは、保管物品の引継をなす。物品については保管証書を作成し、物品会計官吏に提出しなければならない。

2 物品会計官吏が前項の保管証書を受けたときは、帳簿と対照し、前任者の保管証書を渡付しなければならない。

第三十一條 物品取扱主任は、毎年一回以上現品と帳簿との照合をしなければならない。

第三十二條 各自保管の物品を亡失又はき損したときは、物品取扱主任が本人からその理由書を徴し、物品会計官吏に提出しなければならない。但し、使用のため自然にき損したものはこの限りでない。

第三十三條 物品取扱主任は、自己の保管に係る物品の亡失又はき損を知つたときは遅滞なくその事実を詳細に物品会計官吏に報告しなければならない。但し、使用中自然のき損に係るものは、物品返納書その他の関係書類に事由を記載して報告に代へることができる。

第三十四條 物品会計官吏は、前二條の報告を受けたときは又は自己の保管する物品の亡失又はき損を知つたときは、事実を詳細に部長に報告しなければならない。

第三十五條 部長は、物品会計官吏から物品の亡失又はき損の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査して遅滞なく左の事項を厚生大臣に報告しなければならない。

- 一斤名
- 出納職員官職及び氏名
- 亡失又はき損の日時及び場所
- 亡失又はき損物品の品名、数量及び金額(購入価格又は亡失若しくはき損当時の評価価格のいずれによつたものであるかを明示すること)

五 亡失又はき損の原因である事実の詳細

六 平素における保管の状況

七 亡失又はき損の事実発見の動機

八 亡失又はき損の事実発見後、その事件について取つた措置

九 出納職員官職の有無の決定及び弁償命令の関係

十 亡失又はき損に対する補てん(弁償年月日、弁償者及び弁償金額)

十一 損害の全部が補てんされていない場合は、将来の補てん見込

十二 その他参考事項

2 前項の亡失又はき損が犯罪による場合は、前項各号に掲げる事項の外、左の事項を記載しなければならない。

- 犯人の官職及び氏名
- 監督責任者の官職及び氏名
- 犯人に対する公訴
- 犯人に対する債権確保の措置
- 責任者に対する処分の有無及びその内容

第五章 雑則

第三十六條 出納命令官は、き損して補修できないと認められた物品は、物品会計官吏に命じてこれを不用品に編入させなければならない。

2 前項の物品は、部長限りでこれを売却し又は廃棄処分をすることができる。

第三十七條 部長は、他に保管転換することを適宜と認める過剩物品で

保管転換先がない場合又は他官庁に保管転換する場合は、その品目、数量、その他参考事項を厚生大臣に報告し、その指示を得なければならない。

第三十八條 部長は、その所属の物品を他の機関以外の者に貸し付け、譲與し、又は譲渡しようとするときは、その事由、品目、数量、貸付対価、期間、相手方、使用方法、附帯条件その他参考事項を詳細に厚生大臣に報告し、その指示を得なければならない。

第三十九條 部長は、会計検査院の審理書に対する答弁書を提出するときは、厚生大臣を経由しなければならない。

第四十條 この規程によりがたいものがあるときは、厚生大臣の承認を得て特別の取扱をすることができる。

第四十一條 部長は、物品取扱の細則を定めることができる。この場合においてはその細則を添えて厚生大臣に報告しなければならない。

附則

1 この訓令は、公布の日から施行する。但し、国立精神衛生研究所については、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この訓令施行の際現に存する帳簿用紙は、昭和二十六年度に限り、これを取りつくり使用することができ。

3 厚生省及所管庁物品取扱規程(昭和十三年厚生省訓令第五号)は、廢止する。

# 昭26.12.18.

# 第 7484 号

347 昭和26年12月18日 火曜日 官 報 第7484号

昭和26年12月18日 火曜日 官 報 第7484号 346

第五号様式

年月日	摘 要	単位の呼称		何局(部課係) 残		何局(部課係) 返		備考
		返	高	返	高			

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。  
1 この帳簿の規格は、適宜とする。  
2 「何局(部課係)」の欄は、各物品取扱主任ごとに記入すること。

第六号様式

年月日	受 取	高 度	配 付	先 認	印	残 高	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

第七号様式

年月日	摘 要	不用品留帳		備考
		受 取	高 度	

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

第八号様式

整理番号	因 書 名	洋和書名の区別	冊 数	購 入 日	要求局部課名	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。  
1 この帳簿の規格は、適宜とする。  
2 整理番号は通連番号を記入すること。

第九号様式

品 名	年月日	受 取	高 度	返 納	現 在	現 在	高 度	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

第十号様式

品 名	年月日	受 取	高 度	返 納	現 在	現 在	高 度	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

第十一号様式

品 名	年月日	受 取	高 度	返 納	現 在	現 在	高 度	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。

第十二号様式

所 属	係 名	職 名	氏 名	賞 与 年 月 日	品 名	單 位	数 量	返 納 年 月 日	備 考

備考 この帳簿の規格は、適宜とする。



349 昭和26年12月18日 火曜日

官 報

第7484号

昭和26年12月18日 火曜日

官 報

第7484号 348

●厚生省訓令第四号  
厚生省所管会計事務取扱規程を次のように定める。  
昭和二十六年十二月十八日  
厚生大臣 橋本 龍伍

目次  
第一章 総則(第一條-第五條)  
第二章 予算及び決算(第六條-第十七條)  
第三章 収入(第十八條-第十七條)  
第四章 支出負担行為及び認証(第十八條-第二十二條)  
第五章 支出(第二十三條-第二十三條)  
第六章 出納官吏(第二十三條-第三十二條)  
第七章 出納官吏(第二十三條-第三十二條)  
第八章 雑則(第三十三條-第四十二條)  
附則  
第一章 総則

(通則)  
第一條 厚生省所管の会計事務は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)、予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第六十五号)以下法令その他法令の規定によるものとする。但し、この規程の定めるところにより、正確且つ迅速に取り扱われなければならない。  
(部局長等)  
第二條 この規程において、「部局長」とは、大臣官房会計課長、医務局長、保険局長、引揚医務課長、官房総務課長、人口問題研究所長、国立公衆衛生院長、国立精神衛生研究所長、国立疫学研究所長、国立予防衛生研究所長、検疫所長、国立病院院長、国立療養所長、病院長、院管理研修所長、国立衛生試験所長、国立光明寮長、国立身体障害者更生指導所長、国立救護院長、国立身体障害者更生指導所長、国立救護院長、地方計測課長、都道府県出納課長、都道府県出納課長、都道府県出納課長、都道府県出納課長を主とする課の長及び社会保険出張所長をいふ。  
(保管金及び政府保有有価証券の事務官)  
第三條 保管金取扱規程(大正十一年大蔵省令第五号)第十六條及び政府保有有価証券取扱規程(大正十一年大蔵省令第八号)第二十條第一項に規定する事務官は、大臣官房会計課長とする。

(契約官)  
第四條 この規程において、契約官とは、国の支出の原因となる契約以外の契約を行う者をもつて充てる。  
第五條 前項の契約官は、部局長をもつて充て、特に必要がある場合は、厚生大臣が委任した者をもつて充てる。  
(出納官吏の任命及び報告)  
第六條 出納官吏は、部局長(都道府県出納課長を除く。以下本條中同じ)が命ずるものとする。但し、人口問題研究所、国立疫学研究所、病院長管理研修所及び大臣官房会計課長が命ずるものとする。  
第七條 出納官吏は、前項の規定により任命されたときは、収入官吏を命じたときは収入徴収官にその旨を通知しなければならない。  
(適用)  
第八條 支出負担行為担当官は、支出負担行為の執行に必要となる経費の金額については、目的の範囲内において、前項の配分計画の定めるところにより、左の各号に掲げる名称の経費の金額について、厚生大臣の承認を受けなければならない。但し、当該経費の金額をこえて使用することができない。  
一 委員手当  
二 非常勤職員手当  
三 雑手当  
四 作業費  
五 諸謝金  
六 捜査費  
第七條 第一項本文の規定は、前項但書の規定により支出負担行為担当官が厚生大臣に目的の範囲の適用の承認を受けようとする場合に準用する。  
(歳入決算報告書の提出)  
第八條 歳入徴収官は、別表第一号様式により毎年度の歳入決算報告書を作成し、これに同様式別表一及び別表二により作成した歳入決算報告書(別表二は歳入決算報告書の整理表及び収納未済額内訳表を添え、翌年度六月十日までに厚生大臣に提出しなければならない。以下同)を提出しなければならない。  
(歳入徴収報告書の提出)  
第九條 歳入徴収官は、毎月、歳入徴収額計算書及び証憑書類を、翌月末日までに到達するように、直接、会計検査院に提出しなければならない。  
(支出計算書の提出)  
第十條 支出官は、毎月、支出計算書及び証憑書類を、翌月末日までに到達するように、直接、会計検査院に提出しなければならない。  
(指定官吏の経由)  
第十一條 前二條の規定により歳入徴収額計算書又は支出計算書及び証憑書類を提出する場合において、厚生大臣が特に必要であると認めるときは、その指定する者を経由して送付するものとする。  
(納入の告知)  
第十二條 歳入徴収官は、歳入を徴収しようとするときは、特別の定めがあるものを除く外、十五日以内において適宜に納入の期日を定め、納入に対して別表第三号様式の納入告知書を発しなければならない。但し、出納官吏に即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができ、  
二 前項の規定により、遠隔の地にある納入者に納入告知書を発する場合にあつては、納入の期日について相当の考慮をすることができ、  
(納入の督促)  
第十三條 歳入徴収官は、納金を期限内に納付しない者があつたときは、直ちに督促し、なお完納に至らなるときは、すみやかに相当の手続をしなければならない。  
(納入告知書の誤訂正)  
第十四條 歳入徴収官は、出納官吏、郵便局長又は日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店を含む。以下同じ)において現金を収納した後、その発行した納入告知書に記載した年度、所管、会計名又は部課項目に誤りがあることを発見したときは、当該年度の歳入金の受入をすることができ、期間内に、出納官吏、取まとめ郵便局長又は日本銀行にその訂正を請求しなければならない。  
(徴収取手続及び帳簿、報告書の様式)  
第十五條 歳入徴収官は、歳入の徴収事務に關し必要な取手続並びに帳簿及び報告書の様式について、特別の定めがあるものを除く外、適宜にこれを定めることができる。  
(支出負担行為担当官)  
第十六條 支出負担行為担当官は、厚生大臣が支出負担行為を行うことを委任した者をもつて充てる。  
(支出負担行為の認証)  
第十七條 支出負担行為の認証官は、厚生大臣が支出負担行為の認証すべき者に指定した者をもつて充てる。  
(承認)  
第十八條 支出負担行為の認証官は、前項の規定により、毎月、支出負担行為

認証済額報告書二通を作成し、翌月十五日までに、厚生大臣に提出しなければならない。  
第五條 支出 支出官は、厚生大臣が支出を委任した者をもつて充てる。  
(過年度支出の申請)  
第六條 支出官は、會計法第二十七條の規定により、過年度支出をしようとするときは、その経費の金額及び事由を明らかにした申請書を厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。  
(支出済額報告書の提出)  
第七條 支出官は、令第六十四條第一項の規定により、毎月、支出済額報告書二通を作成し、翌月十五日までに厚生大臣に提出しなければならない。  
第六條 契約 契約 契約 契約  
第二十四條 支出負担行為担当官又は契約官は、左に掲げる場合に於いては、指名競争に付することができる。  
一 令第九十二條に該当する場合  
二 一般の競争に付するものを認める場合に於いては、左に掲げるものの場合  
イ 同業者が相対して不当の競争をしようとするとき  
ロ 不誠実又は不信の者が競争に加入して不当の競争をなすとき  
ハ 特殊の構造又は品質を要する物件の工事若しくは製造又は買入であつて検査が著しく困難なものであるとき  
ニ 契約上の義務に違反がある場合は、国の事業に著しく支障を来たす虞があるとき  
(留意契約)  
第二十五條 支出負担行為担当官又は契約官は、左に掲げる場合に於いては、留意契約にすることができる。  
一 令第九十六條第一号から第十八号まで、第九十七條及び第九十八條に該当する場合  
二 予算決算及び会計令(昭和二十一年勅令第五十八号)第五條第一項第一号中百万円未満の土木建築その他の工事を請け負わせる場合並びに同項第二号第一号及び第六号に該当する場合  
三 一般の競争に付することを不利と認める場合に於いては、左に掲げるものの場合  
イ 現に契約履行中の工事若しくは製造又は物品の供給に關連するものであること  
ロ これを他の者をして分割履行させることを不利とするとき  
ハ 随意契約によるときは、時価に比し著しく有利な価格をもつて契約をすることのできる見込みがあるとき  
ニ 買入を要する物品が多量であつて、分割して購入しなければ、買占その他の事由に因りその価格を著しく貴くなる虞があるとき  
ホ 前條第二号に規定する場合において、指名競争に付することを不利とする特別の事由があるとき  
第三十六條 支出負担行為担当官又は契約官は、前二條に規定する場合を除く外、指名競争に付し、又は留意契約によつて、左の各号に掲げる事項を明らかにした書類を厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
一 入札又は留意契約の目的、数量、予定価格及び契約金額  
二 歳出又は歳入科目  
三 指名しようとする者又は契約の相手方の住所、氏名、資力及び経歴  
四 入札又は契約の予定年月日  
五 契約の条件  
六 指名競争に付し又は留意契約によることを必要とする事由  
七 その他参考となる事項  
(契約締結の報告)  
第二十七條 支出負担行為担当官又は契約官は、第二十四條第二号又は第二十五條第三号により指名競争に付し、又は留意契約により契約をしたときは、その旨を厚生大臣に報告しなければならない。  
(契約書の留帳)  
第二十八條 支出負担行為担当官又は契約官は、令第七十條第一号各号に掲げる場合にお



第六号様式

被詐取金明細書

Table with columns for date, amount, and recipient details for the 'Sixth Form' (被詐取金明細書).

国会事項

国会事項: 緊急質問提出、法律公布案、閣内法の一部を改正する法律案.

領収証書

Table for 'Receipt Certificate' (領収証書) with fields for amount, date, and recipient.

通知書

Table for 'Notice' (通知書) with fields for amount, date, and recipient.

第三号様式

Table for 'Third Form' (第三号様式) with fields for amount, date, and recipient.

備考: 用紙寸法は、各片とも日本標準規格A列6とすること。納付場所の欄には、その所属出納官吏又は日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。)名を記載すること。

第四号様式

Table for 'Fourth Form' (第四号様式) showing a ledger of transactions with columns for date, amount, and description.

第五号様式

Table for 'Fifth Form' (第五号様式) showing a ledger of transactions with columns for date, amount, and description.

議案通知書

議案通知書: 十二月十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

議案通知書: 十二月十四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。





地方自治事項

○京都府
○南陽会
○島根県
○岡山県

裁判所公告

○禁治産宣告
○準禁治産宣告
○準禁治産宣告

公示催告

○京都市(第七七四号)
○京都市(第七七五号)

債権者集会招集

○債権者集会招集
○債権者集会招集

地方公共団体公告

○宮城県教育委員会公告
○宮城県教育委員会公告

会社その他の公告

○大阪府東成区中道本通二丁目七十七番地
○大阪府東成区中道本通二丁目七十七番地

破産手続

○破産手続
○破産手続

破産手続

○破産手続
○破産手続

破産手続

○破産手続
○破産手続

目録

○京都市(第七七四号)
○京都市(第七七五号)

目録

○京都市(第七七四号)
○京都市(第七七五号)

目録

○京都市(第七七四号)
○京都市(第七七五号)

目録

○京都市(第七七四号)
○京都市(第七七五号)

○債権者集会招集
○債権者集会招集

○債権者集会招集
○債権者集会招集

○債権者集会招集
○債権者集会招集

○債権者集会招集
○債権者集会招集

第 4 回戦時貯蓄債券	47566	69194	71194	2194
1 等	08194	69194	71194	2194
2 等	4194	5194	6194	7194
3 等	5194	9194		
第 13 回戦時貯蓄債券	194	499		
1 等	74039			

**Aspeed**  
タイムスタント  
FEB 6 AM 4.36  
中島精密工業株式会社

第 16 回戦時貯蓄債券	57301	86901	88901	0901
1 等	2901	4901	5901	6901
2 等	8901	9901		
第 16 回戦時貯蓄債券	125466	198935		
1 等	5466	8995		
2 等	125	466		
3 等	995			
第 4 回戦時報國債券	72701	08649	36649	40649
1 等	00649	08649	36649	40649
2 等	51649	55649	64649	65649
3 等	76649	84649		
第 16 回戦時報國債券	307	341	407	490
1 等	548	609	649	701
2 等	852	899	953	966
3 等	12610	6010	76	91

明治三十五年第三種郵便物認可

附録 十二月十八日付物価第五十号二頁

第 38 回戦時貯蓄債券	1780	16916	6494	6496	6497	6498
1 等	6501					
2 等	6502	6672				
3 等	37589	25043	31093	48793		
第 9 回戦時貯蓄債券	12293	50743	58893	60693	71393	
1 等	78993	86493				
2 等	84483	84581				
3 等	84582	84798				
第 13 回戦時貯蓄債券	78777	21969	27969	33069	75869	
1 等	97569					
2 等	89686	89736				
3 等	89737	89899				
第 14 回戦時貯蓄債券	56726	3077	6077	45677	53777	
1 等	86877					
2 等	84096	84149				
3 等	84150	84403				

第六十四期決算報告書  
昭和二十六年九月三十日現在  
貸借対照表

本表の内重複記載並に既当分は除きます。

流動資産	一五七五八七四八・九〇
有形固定資産	三三〇〇五・六三・九四
無形固定資産	一六〇〇六・三三〇・五〇
投資資産	一七五七・三六・九〇
雑資産	一一〇八四・七二・八七
雑負債	六二二四・七二・八七
前期繰越損失金	一一三〇・六一・九〇
前期繰越利益金	五〇四〇〇・〇〇・〇〇
前期繰越損失金	四一三八・九九・四五・九八
前期繰越利益金	四一三八・九九・四五・九八
負債の部	一六二九四・〇三・九九・一〇
短期負債	一三二・二四・〇〇〇・〇〇
長期負債	一七〇九〇・九七・七三・五〇
引当金	一〇〇〇〇・〇〇・〇〇
資本	八二六〇〇・〇〇・〇〇
再評価積立金	三三・五九・〇〇
利益準備金	一七五・〇〇〇・〇〇
任意積立金	二八四・八五・八七・二二

欠損補再評価  
差額計 五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇  
四一、三八九、四四九、九八

昭和二十六年十一月  
東京都中央区銀座二丁目二番地  
大浜炭礦株式会社

第十四期決算公告  
昭和二十六年九月三十日現在  
貸借対照表

現金及預金	三〇、七四六、九三三、〇〇
債権	六七、〇一三、二〇六、七八
貸倒準備積立金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
前借入金	一、九四六、五五五、八五・一〇
未受掛引	九三、七三三、二七〇・七二
買掛金	三、九九七、一六二・〇一
未払掛引	一、四一〇、五〇七・七六
借入金	一、五八八、一八〇・〇〇
前借入金	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇
未受掛引	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
貸倒準備積立金	八〇、〇三七八・八七

**法令全書** 印刷 発行  
編集 発行

昭和 26 年 10 月号

主要内容

- 政令 出入国管理令 入国管理庁設置令
- 土地收用法施行令
- 条約 国際連合教育科学文化機関憲章
- 省令 出入国管理令施行規則 外国郵便為替料規則 外国郵便為替規則 船舶職員法施行規則
- 規則 昭和二十六年十月又は十一月に於いて各地方団体に交付すべき昭和二十六年分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則

定価 500 円 送料 65 円

発行所 東京都牛込区区内印刷所  
申込所 全国官報販売所・主要書店

器具什器  
合計 三六、三〇四・〇〇

負債の部  
三六、九〇五、〇二五・一八

第五期決算公告  
(昭和二十六年九月三十日現在)  
貸借対照表

現金及預金	六、一七〇・〇七
債権	六五、五七四・〇〇
貸倒準備積立金	一〇、九六四・〇〇
前借入金	六五、〇一三・五〇
未受掛引	二九、二六九・〇〇
買掛金	二〇三、九八〇・〇〇
未払掛引	四三、四六一・〇〇
借入金	一六三、〇八八・四〇
前借入金	一一三、三三三・四〇
未受掛引	二、四二二、六七六・三七
貸倒準備積立金	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇
前借入金	七、八三三、四四一・二二
未受掛引	一〇八、三三四・〇〇
買掛金	二五、九三六・二五
未払掛引	二四三、六七六・三七

受取手形 一、九三九、一三三、五五五

前借入金 四、三三三、二八八・〇〇

未払掛引 四、〇五三、七五九・五〇

大借入金 二、三〇一、五二九・〇〇

立金 五、七三三、五〇三・九七

商金 二、八七〇、〇〇〇・〇〇

立金 一、六〇八、三三九・八三

立金 三、一〇九、八六五・〇〇

立金 五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

立金 四、一五五、一四〇・〇〇

立金 一、三八八、〇〇〇・〇〇

資本 一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

利益準備金 三〇〇、〇〇〇、〇〇

再評価積立金 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

別途繰越利益金 六、七二五、四四七・三三

前期繰越利益金 一、七二五、四四七・三三

当期利益金 三、九〇九、〇二五・一八

(利益配当年二割一株に付五円)  
昭和二十六年十一月二十九日  
東京都中央区銀座二丁目二番地  
大倉本館 旭産業株式会社  
取締役社長 宮本 俊三

第二十六期決算公告  
昭和二十六年十月三十一日現在  
貸借対照表

流動資産	二、〇四三、〇六四・九三
有形固定資産	二、九五二、七三三・三六
無形固定資産	二、八一九・一〇・五
投資資産	二、七二四・一八・二
雑資産	六、四九九・八〇・三二
雑負債	二、一八二、〇二八・〇〇
前期繰越損失金	一、三六九、三〇六・二七
前期繰越利益金	一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
前期繰越損失金	三、三三三、四六四・一九
前期繰越利益金	一、六一一、一四三・五五
負債の部	一、七四〇、〇〇〇、〇〇
短期負債	七、六〇〇、五九三・五六
長期負債	三、七八七、〇〇〇、〇〇
引当金	一、六六三、五七六・八六
資本	一〇、九九九、八九七・一〇
再評価積立金	七九、二二六・五一
利益準備金	六二八、一五二・五〇
任意積立金	二、六九三、〇六四・二七

四日市市浜田四二〇三番地  
株式会社四日市製作所

定価 一月 二百四十円 一部 九円 送料 郵料 百圓

公費 一月 二百四十円 一部 九円 送料 郵料 百圓

但し、会社等解散・破産合併・組織変更公告一件一回 千五百円

広告料 広告 八ポイント 一行 十七字 印刷 二百円

発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
電話九段(33)三三三三 印刷 行  
振替東京一九〇〇〇〇〇〇 印刷 行

官報

目次

- 昭和三十六年産米穀の政府買入価格指定
主要食糧の販売価格指定
小麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売価格の統制額指定の件の一部改正
碎米、しいな及びびくず玄米の販売価格の統制額指定
昭和三十六年早川慎一申請による通運事業運賃料金、同割増率及び適用方の認可の件の一部改正

告示

農林省物価庁告示第十号

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條第二項の規定により昭和二十六年産米穀の政府買入価格を次のように指定する。但し、物価統制令第八條ノ二本文の規定は適用しない。
昭和二十六年十二月十八日

Table with columns: 種類, 量, 目, 等級, 価格. Lists prices for various types of rice (e.g., 玄米, 精米) and wheat (e.g., 小麦, 大麦) in different grades.

二方掛け以上のもの。入りのものの価格であつて中味の価格はこの表の価格から七〇円を差し引いた額とする。
検査を受けた他の容器入りのものの価格は、前項の中味の価格に左の区分により、左に掲げる金額を加えた額とする。

縦五ヶ所各二廻 新袋 複式袋 五〇〇〇円
横一筋以上四方掛 複式袋 三三〇〇円
縦三ヶ所各二廻 新袋 複式袋 三三〇〇円
横一筋以上四方掛 複式袋 二七〇〇円
以上又は、縦二ヶ所各二廻 新袋 複式袋 二七〇〇円
横一筋以上四方掛 複式袋 二一〇〇円
以上又は、縦一ヶ所各二廻 新袋 複式袋 二一〇〇円
横一筋以上四方掛 複式袋 一五〇〇円

検査を受けた前各項以外のものの価格は、前各項の価格から左の金額を差し引いたものとする。
依入りのもので縦縞を省略したもの 四〇〇円
検査を受けた五等以上の玄米の価格は、この表の四等以上の玄米の価格から正味六〇キログラムにつき一五〇円を差し引いた額とする。

農産物検査法施行規則第十四條の規定により譲渡用証印の押印を受け、昭和二十六年十二月三十一日以前に政府に売り渡された玄米の価格は、この表の価格に左の区分により左の金額をそれぞれ加えた額とする。
品名 産地 金額
正味六〇キログラムにつき
雄町 四〇〇円
大正町 四〇〇円
岡山県 赤松郡、和氣郡、上郡、児島郡、邑久郡、前記六郡以外の地域 五二〇円
岡山県 高松市、栗東市、三木市、前記二市一郡以外の地域 四六〇円
大阪府 前記二市一郡以外の地域 四〇〇円
四ノ宮市、三木市、前記二市一郡以外の地域 三五〇円

政府が食糧管理法施行令第五條第一項の規定による指定業者(以下指定業者という)を通じて、生産者に前項の加算すべき額を支拂う場合において、指定業者が政府から同項の規定に基づいて交付を受けた台計額を別に農林大臣の指示又は承認を受けたところに従い当該生産者に配分して交付するときは、当該生産者は、同項の規定にかかわらず、その配分交付額を受領することができる。
六 一俵の内容量がこの表に掲げる容量に満たないものの価格は、この表の中味の価格を基礎とし、内容量の正比例によつて算出した額に、附記一、の包装代に相当する金額を加算した額とする。計算の最終において生じた一円未満の端数は、これを四捨五入するものとする。
七 この表の価格は、現品の品傷み等現状によりこれを減額することができる。
昭和三十六年十二月十八日 物価庁長官 周東 英雄

Table with columns: 品名, 量目, 米麦の生産その他の者の販売価格の統制額. Lists prices for various types of wheat (e.g., 小麦, 大麦) and flour (e.g., 小麦粉, 精麦).

物価号外

毎日新聞 昭和二十五年三月三十日 第三版 郵便物認可



三、生産者が食糧管理法施行令別表に定める外食券(乙)の交付を受けるため、その保有する玄米、精米、精麦及び小麦粉を小売販売業者甲に売り渡す場合の統制額は、この表の統制額にかかわらず、昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号(米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件)に定める卸売販売業者の販売価格の統制額によるものとする。

四、政府が売り渡した小麦、はだか麦及び小麦であつて、その買受人が種子用として販売するものの統制額並びに政府から買ひ受けた者が販売する場合における農産物検査法による検査を受けた五等、等外及び規格外の小麦、はだか麦及び小麦の統制額は、いづれも、この表の統制額にかかわらず、当該政府売渡価格に一俵につき二十六円及び買受場所から売渡場所までの運賃諸掛(金利を含む)を加えた額とする。

五、この表の統制額は、左に掲げる主要食糧については、適用しない。  
(一) 昭和二十二年十二月三十日農林省告示第百九十六号(食糧管理法の施行に関する件)の六の(四)に規定する種子用米穀  
(二) 昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号(米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件)に規定する食糧管理法第八條ノ二の販売業者が販売する場合の玄米、精米、精麦及び小麦粉

(三) 昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十二号(小麦、はだか麦及び小麦の五等以下のもの生産者販売価格の統制額指定の件)に規定する農産物検査法による検査を受けた五等、等外及び規格外の小麦、はだか麦及び小麦であつて、生産者が販売するもの  
(四) 昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十三号(碎麦の販売価格の統制額指定の件)に規定する碎麦  
(五) 昭和二十六年十二月十八日物価庁告示第百二十一号(碎米、しいな及びびくす玄米の販売価格の統制額指定の件)に規定する碎米、しいな及びびくす玄米

○物価庁告示第百二十一号  
昭和二十六年八月一日物価庁告示第百六十一号(米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者

の販売価格の統制額指定の件)の一部を次のように改正する。  
昭和二十六年十二月十八日  
物価庁長官 周東 英雄

一、第一の統制額表(北海道)の行を次のように改め、「東北」の行の中「青森」を削る。  
北海道 三、三三二 三、三三四 三、三三七 三、三五六  
青森県 三、三三一 三、三三四 三、三三七 三、三五六  
二、第三の第二号及び第五号中「蓬萊米及び加州米」を「蓬萊米、加州米及びブラジル米」に改める。  
三、第三第五号を第八号とし以下順次三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、第四号、第五号、第七号及び第十二号として次の四号を加える。  
四、農産物検査法による検査を受けた五等玄米(以下五等玄米という)の卸売販売業者の販売価格の統制額は、第一の国内産玄米の統制額から正味六〇キログラムにつき八五円を差し引いた額とし、小売販売業者の販売価格の統制額は、第二の国内産玄米の統制額から正味一〇キログラムにつき三〇円を差し引いた額とする。  
五等玄米を原料とする精米の卸売販売業者の販売価格の統制額は、第一の国内産精米の統制額から正味六〇キログラムにつき六〇円を差し引いた額とし、小売販売業者の販売価格の統制額は、第二の国内産精米の統制額から正味一〇キログラムにつき一〇円を差し引いた額とする。  
五、第一及び第二の国内産玄米の統制額は、水稲のものに統制額であつて、陸稲のものに統制額は、卸売販売業者の販売価格の統制額については、第一の国内産玄米の統制額から正味六〇キログラムにつき四〇円を、小売販売業者の販売価格の統制額については、第二の国内産玄米の統制額から正味一〇キログラムにつき一〇円をそれぞれ差し引いた額とする。  
七、第一の国内産強力小麦粉の卸売販売業者の販売価格の統制額は、農産物検査法に基づき定められた品種銘柄の小麦を原料として取分け加工により製粉された強力小麦粉の統制額とし、第一の外国産強力小麦粉の卸売販売業者の販売価格の統制額はカナダ産小麦(マニトバ、五号を除く。以下同じ)を原料として取分け加工により製粉された強力小麦粉の統制額とする。

○物価庁告示第百二十一号  
物価統制令第四條の規定によつて、碎米、しいな及びびくす玄米の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年十二月二十九日物価庁告示第百四十四号(国内産碎米、屑米及びしいなの販売価格の統制額指定の件)は、廃止する。  
昭和二十六年十二月十八日  
物価庁長官 周東 英雄

★カナダ産小麦を原料として取分け加工により製粉された強力小麦粉の卸売販売業者の販売価格の統制額は、第一の普通小麦粉の統制額に正味二キログラムにつき六〇円を加えた額とする。  
農産物検査法に基づき定められた品種銘柄の小麦及びカナダ産小麦を原料として、取分け加工により製粉された強力小麦粉及び前項の強力小麦粉を除く小麦粉の卸売販売業者の販売価格の統制額は、第一の普通小麦粉の統制額によるものとする。  
十二、第一及び第二の卸売販売業者及び小麦販売業者の販売価格の統制額は、包装代を含まないものである。

○物価庁告示第百二十一号  
物価統制令第四條の規定によつて、碎米、しいな及びびくす玄米の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年十二月二十九日物価庁告示第百四十四号(国内産碎米、屑米及びしいなの販売価格の統制額指定の件)は、廃止する。  
昭和二十六年十二月十八日  
物価庁長官 周東 英雄

四、くす玄米であつて、検査を受けていないものの販売価格の統制額は、包装の有無、受渡場所の如何にかかわらず左の金額によるものとする。  
正味一〇キログラムにつき 三七五円

○物価庁告示第百二十一号  
昭和二十六年四月物価庁告示第百九号(昭和二十六年三月二十日付早川慎一申請による通運事業運賃料金の同割増率及び適用方の認可の件)の一部を次のように改正する。  
昭和二十六年十二月十八日  
物価庁長官 周東 英雄

通運事業基本運賃料金の項取扱料の欄小口扱の行中「一〇〇〇」を「一一〇〇」に、「一五〇〇」を「六〇〇」に改める。  
同項貨物引換証料の行中「七〇〇〇」を「七五〇〇」に、「三三〇〇」を「三五〇〇」に改める。

第一 統制額表  
種類 量 目 生産者販売価格の統制額  
碎米 正味四五キログラム 一、三六〇・〇〇  
正味三七・五キログラム 七五九・〇〇  
しいな 正味四五キログラム 一、九二九・〇〇  
等外米 につき  
第二 販売条件その他  
一、この表の等外米とは、くす玄米であつて、農産物検査法による検査(以下検査という)を受けたものをいう。  
二、この表の碎米の統制額は、裸のもの、精米所又はこれに準ずる場所渡し、の統制額とし、しいな及び等外米の統制額は、裸のもの、の産地倉庫渡し、の統制額とする。  
三、碎米、しいな及び等外米の生産者以外の者の販売価格の統制額は、この表の生産者販売価格の統制額(政府が別段の額で売り渡したものについてはその額)に一俵につき二十六円及び買受場所から当該品の売渡場所までの運賃諸掛(金利を含む)を加算した額とする。但し、本文の規定は、食糧管理法第八條ノ二の販売業者が販売する場合の外国産米については、これを適用しない。

昭和二十六年十一月十七日官報号外(物価第百四十五号)物価庁告示第百八十六号(みぶよもぎの販売価格の統制額指定の件)の第一統制額表中「販売業者販売価格の統制額」は「生産者又は販売業者販売価格の統制額」の、同十一月三十日官報号外(物価第百四十七号)物価庁告示第百九十三号(石油の販売価格の統制額指定の件)第一統制額表(2)販売業者販売価格の統制額B中、関東信越地区のB重油の価格「157」は「157」の、第二販売条件その他別表規格表中、重油の試験項目中「濃度」(単位は「重量部中濃度」)の、同十二月六日官報号外(物価第百四十九号)物価庁告示第百九十五号(清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件一部改正)中一頁下段一〇行台成清酒第二級の製造業者販売価格の統制額「一三三・三〇」は「一三三・五〇」の、卸売業者販売価格の統制額「一五〇・二〇」は「一五〇・八〇」の、同物価庁告示第百九十七号(ビールの販売価格の統制額指定の件一部改正)中三頁下段終りから九行「二四五・〇〇」は「二四八・〇〇」のいずれも誤り。  
物価庁官報報告主任

定価 一冊 三円  
官報本紙(附) 行 所 東京新橋区南本町  
電話九段五三一 官報局  
印刷 東京印刷局  
電話九段五三一 官報局  
送料 東京一九〇〇〇  
発行 官報局

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

## 昭和二十六年十一月官報物価号外目録

第四十三号から  
第四十七号まで

◎凡例

2.1.公文件名の上の数字は告示又は公示番号を示す。  
2.2.件名の下段の数字の上段は掲載日、中段は号外番  
号、下段は頁を示す。

毎日  
文  
昭和二十五年三月十一日  
第三種郵便物認可

告示	日号外頁	告示	日号外頁
●厚生省、物価庁 七 抗菌性物質製剤検定手 料の一部改正 三〇 47	三〇 47	一八九 改正 パンの販売価格の統制額 指定の件一部改正 三三 46	三三 46
八 生物学的製剤製造検定手 数料の一部改正 三〇 47	三〇 47	一九〇 ビーフン及び米粉類の販 売価格の統制額指定の件 一部改正 三三 46	三三 46
●農林省、物価庁 九 昭和二十六年産米穀の早 期供出を奨励するために その政府買入価格に計算 する額指定の件一部改正 三〇 43	三〇 43	一九一 米麦等の販売価格の統制 額指定の件の一部改正 三三 47	三三 47
●通商産業省、物価庁 三 アルコールの賠償価格お よび売渡価格の指定 三七 45	三七 45	一九二 地代の停止統制額又は認 可統制額に代るべき額等 に関する件の一部改正 三三 47	三三 47
●電気通信省、物価庁 六 国際電報料金表の一部改 正 三〇 43	三〇 43	一九三 石油の販売価格の統制額 指定 三〇 47	三〇 47
七 金フランに対する邦貨の 換算割合の一部改正 三〇 43	三〇 43	●物価庁、日本専売公社 一〇 たばこ専売法施行規則第 十八條第一項の割引歩合 三〇 47	
八 国際電話通話料金表の一 部改正 三〇 43	三〇 43		
●物価庁 九 同右 三〇 43	三〇 43	十一月発行物価号外 発行日 番号 頁 一〇 四三 二 一五 四四 二 一七 四五 二 二二 四六 二 三〇 四七 四	
一八四 砂糖の販売価格の統制額 指定の件一部改正 三〇 43	三〇 43		
一八五 統制額廃止(瓦斯事業者 の供給する瓦斯料金指定 の件等) 三〇 43	三〇 43		
一八六 みぶよもぎの販売価格の 統制額指定の件 三七 45	三七 45		
一八七 アルコール(日本薬局方 及び試薬のアルコールを 除く)の売捌人販売価格 の指定 三七 45	三七 45		
一八八 米麦の食糧管理法第八條 ノ二の販売業者の販売価 格の統制額指定の件一部 改正 三三 46	三三 46		

# 物価号外目録